

環境社会配慮助言委員会 第56回 全体会合

日時 平成27年2月2日（月）14:30～16:57

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

柿岡 では、時間になりましたので、第56回全体会合を始めさせていただきたいと思いをします。

いつもと同じように、マイクの注意点について3点ほどお願い申し上げます。

ご発言される場合には、必ずマイクを使用して発言をお願いいたします。

それから、発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

3点目です。マイクは、本日、5名に1本ぐらゐの割合でご協力いただく必要がありますので、発言の際には身近なマイクをお回しいただけますようよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会合を進めたいと思ひます。村山委員長よろしくお願ひいたします。

村山委員長 それでは、今日はワーキングスケジュールの確認からということでは、事務局、ご説明をお願いいたします。

柿岡 それでは、議事次第の裏側、別紙1をご確認ください。

2月、本日、第56回全体会合以降ですけれども、2月6日、2月16日、2月27日と、運用面の見直しも含めてございます。現時点では、運用面の見直しワーキンググループ予備日として確保しているものの、予定は今のところないということで、担当委員を割り振っておりません。

2月27日につきましては、インドのベンガルール環状道路建設事業の環境レビューがございまして、4名担当委員がいらっしゃいますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、3月になります。こちら、まだワーキンググループ、予定という2件がございましてけれども、こちらについて、担当委員の方、ご都合が悪い方、もしくは追加参加ご希望の方等は、特にございませんでしょうか。

村山委員長 私、3月13日、三角になってはいますが、丸で大丈夫です。

柿岡 はい、村山委員長、それでは参加、丸ということではよろしくお願ひいたします。

ほかはございませんでしょうか。

作本副委員長。

作本副委員長 作本です。同じく3月13日なんですけれども、ちょっと用事が入って出られないのですけれども。場合によっては、4月3日あたりに移していただけるとありがたいと思ひます。

柿岡 では、3月13日、作本副委員長欠席ということで、4月3日にご参加ということではよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

4月以降ですけれども、これもこれまでと同様に月曜、金曜、同じ時間枠で、例年どおり仮設定させていただいております。こちらはまだ先の話でございますが、現時点で不都合だという方がいらっしゃれば、お願いします。

では塩田委員、お願いします。

塩田委員 4月10日がもう予定が入っているので、それを13日のほうにずらしていただければ。

柿岡 ありがとうございます。では塩田委員、4月10日欠席で、4月13日のほうに移動ということをお願いいたします。

ほか、不都合がある方はいらっしゃいますか。

米田委員、お願いします。

米田委員 すみません、4月24日が都合が悪いので、10日が足りなければ10日に入れてください。

柿岡 では、4月10日に米田委員、そのかわり4月24日は欠席ということをお願いいたします。

柳委員、お願いします。

柳委員 すみません、4月20日は都合が悪いので、4月24日に移していただければと思います。

柿岡 柳委員が4月20日から4月24日に移動いたします。

ほかはよろしいでしょうか。

では、また、先の都合が悪くなった場合にはご連絡いただければと思います。

では、2月から4月までの日程確認、これにて終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

村山委員長 では、よろしくをお願いいたします。

今日は、その後、ガイドライン運用面の見直しということで、これを集中的に行うという日になりました。

6回から、6、8、9、10、11と5回分示されていますが、順番はどうでしょうか。

篠田 審査部篠田です。第6回につきましては生態系のワーキンググループを開催しておりますが、事前に石田委員からもコメントをいただいております。

本日、石田委員が少し遅れてご参加ということなので、石田委員が見えられてから議論させていただければと思います。

ですので、大変恐縮なんですけど、第8回のガイドラインの運用面の見直しということで、プロジェクトの費用便益についてのところから始めさせていただければというふうに思っております。

村山委員長 では、まず主査のほうからでよろしいですか。マイクをお願いします。最初に事務局からこれまでのご説明をお願いできますか。

篠田 そうしますと、第8回ワーキンググループ結果（案）というのを配付してござ

いますので、そちらをご参照いただきたいのですが、この回では「プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について」ということでご議論いただきました。

本テーマについては、ほかのワーキンググループの回でつくっているようなFAQは特につくらずに、運用方針ということでまとめてございます。

本テーマ、費用便益については、やり方については非常にいろいろ議論をいただきまして、ガイドラインの中でも、「可能な限り実施する」とかいったような文言になってございまして、どのような形で実施するのが一番よろしいかということをご議論させていただきました。

助言委員の皆様からも、いろいろとインプットもいただきましたけれども、やはり、なかなか方法論のところも、まだ確定していない部分もある議題であるというふうに認識してございまして、JICAの運用方針ということで、議論いただいた内容を何とか取りまとめたという形になってございます。

読み上げさせていただきます。

JICAの運用方針。

開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化する際には、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め、それに伴う課題については、今後実績を重ねながら解決に必要な検討を行うということです。

それで、今私が冒頭申し上げたさまざまな議論を、主要な提言ということに取りまとめさせていただきます。これも読み上げさせていただきますけれども、環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICAの協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。

2ばつ目ですが、一方、ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましいということにしております。

それぞれについてご議論いただいた結果、1ばつ目で、環境社会関連の費用・便益については、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。

2ばつ目。環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についてもあわせて検討することが重要である。

3ばつ目。「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等に基づく対策を含め、広く捉えるという考え方もあるのではないかと。

4ばつ目。世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ま

しい。

最後ですが、環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討を進める必要がある。と、以上のように取りまとめさせていただいております。

すみません、主査の部分も言ってしまったかと思うのですが、補足があれば、ぜひお願いいたします。

松本委員 どうもありがとうございました。私からは、本当に議論がたくさん出たわけですが、それがどのように反映されているかといいますと、JICAの運用方針の中では、これはガイドラインにそう書いてありますので、できるだけ定量的な評価に努めるということは、これはガイドラインからということですが、ここの中心になるのは、それが非常に困難なものもありますので、その課題について、実績を重ねながら、ちゃんと必要な検討を行うと、ここが実は一番重要なところということになっています。

つまり、このまま放置しておく、ガイドラインにはこう書いてあるけれども、実際にどうやって定量化するのですか、できるのですかという議論そのものもなされていけないのではないかとということで、今回の、このワーキンググループでの議論では、やはりそれをちゃんと前に進めましょうと、検討をですね、ということになります。

その上で、提言のところのポイントですけれども、まず、1ぼつはいいとして、2ぼつのところにある、「できるだけ定量的な評価に努める」という、このガイドラインの文言ですね、やはり、これをどういうふう考えていくかということが議論の中心でありました。

1つ目が、これは最初とちょっと書き方が変わっているのですが、やはり、便益の定量化ではなくて、費用の定量化もしっかりやりましょうと。つまり、費用のほうの定量化が難しく、便益だけが定量化されて、便益が過大評価をされるということに対する危惧が出され、やはり、そこは費用についても同様に考えるべきであるということです。

それから、2点目のところのポイントは、必要性ということです。つまり、本当に定量的な評価や経済評価が必要なのかどうかということも、やはり改めて議論をするべきであろうと。ガイドラインでは、できるだけそうした評価に努めると書いてあるので、それを完全に否定することはできないまでも、本当に定量的評価が必要なのかどうかということについても、あわせて議論をするべきではないかということが2点目のポイントであります。

3点目は、さりとてそうした定量化に限定をされるのではなく、もっと広く捉える考え方というの踏まえるべきであるというのが3点目。

4点目はともかく、最後の5点目は、「具体的な検討をすすめる必要がある」というのは、これはつまり5年後のガイドライン改訂を待たずして、やはり、もう既にさまざま

まなものが積み重なっているのであれば、そこから具体的に検討し、助言委員会の中でも、そうしたものを共有していくべきである。そうでないと、毎回の審査のところで、一体どういうふうに定量化されているのかとか、費用便益分析はどうなっているのかというところで、助言をなかなか的確に出せない場面に遭遇するということですので、やはり、改訂を待たずにこうした検討は進めていく。そして、それを助言委員会で共有し、共通認識を持っていくと、こういうことが今回のワーキンググループの要諦かというふうに理解をしております。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それではこの点について、ワーキングに参加された委員、あるいはほかの委員からでも、何かコメントありますでしょうか。

特によろしいですか。

田中副委員長 これはJICAのほうに確認ということになりますが、この主要な提言がなされたということで、黒丸と、あとぼちで5点、6点くらいあるのでしょうか。これはJICA側としてはどういうふうに整理、受けとめるんですか。こういうことがあったという議論を、こういう形で文章に残しておく、なのか、あるいは今後の運用の過程で、こういうことが実際に行われるという方向に行くのかどうか、この受けとめ方について教えてください。

篠田 ありがとうございます。主要な提言にいただいておりますところですので、もちろん今回の運用面の見直しは10年後につなげるというのもございますし、今、松本主査からもご説明がありましたとおり、10年を待たずして、やはりある程度検討する必要があるのではないかというのが、今回強いメッセージとして出たと考えておりますので、今後の案件の中でも、また、どういう形で定量化を進めていくのかというのは、我々のほうでも検討していく必要があるというふうに思っております。

田中副委員長 できましたら具体的な案件に、それは全ての案件というわけではなくて、できることの案件でよろしいと思うんですが、この中の幾つか、例えば経済評価であるとか定量評価、あるいは費用の評価ですか、費用の定量化と、こういうこともできればやっていただければ。これはマストということではなくて、応用可能なものは応用していただければというふうに思います。

篠田 コメントありがとうございます。ガイドラインにも、「可能な限り」と、「努める」というような形で書いてございまして、我々もなるべくそういったものを積み上げていくつもりでございますので、こういった定量化にふさわしいような案件ですとかということがあれば、そこは少し業務主管部のほうと相談して、そういったものが可能か検討していきたいというふうに思っております。

村山委員長 そのほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。

今日は時間の配分が、あまり想定しにくいのですけれども。こういう例が過去は、あるのですか。社会費用は、住民移転を含めるとすれば、貨幣価値で定量化というこ

とはされている面もあると思うのですが。環境費用についてそういう例はありましたでしょうか。

篠田 この議題を取り扱うときに、我々も相当程度探したのですが、やはり、調査の中で、なかなか定量化、しかもF/S調査という形で、事業が行われる前段階で定量化を行うというのは、なかなか難しいというのがわかってきました。

ただ、他方で、JICAのほうで事後調査をやってございまして、その中で、実際につくった後のインパクトがどうだったのかといったものを定量化しているものが幾つか散見されたというものがございます。

ですので、そういった事例をワーキンググループではお示ししながら議論をさせていただいたという形です。

ただ、今、田中委員からも、また松本主査からもアドバイスがありましたけれども、F/S段階でどのような形でそこを実現化していくかというのは、いろんな案件で適用可能なものを検討していきたいなというふうに思っているところです。

村山委員長 恐らく、このままあまり状況が変わらなければ、あと5年たっても出てこない気がします。事後評価の情報もできるだけ共有をしていただいて、何らかの参考にしていただくような仕組みが、多分必要だと思います。

松本委員 そこについてはワーキンググループの中でも、今日ご欠席ですが、長谷川委員のほうから、過去、農林業のプロジェクトにおいて環境経済評価をやった案件についてどうであったかという資料はそこで出されていますので、恐らく、そうしたものを、また助言委員の中で共有していく。

若干、具体的に、じゃあ、助言委員会の活動でどうこれを使うんだという、そんなにすぐには思いつかないのですが、そうした知見を持たれている委員もいらっしゃるんで、何かそういう、共有の場を持つというのは、具体的にはあり得るのかなというふうに思っていますし、長谷川委員からも、そのようなことは少しメール審議の中で言われました。

村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、この回の費用便益の部分については、これで最終案を得たという形にさせていただきます。

まだ石田委員がいらっしゃっていないので、その次、9回のワーキング結果をよろしくお願いいたします。

どちらからにしましょうか。事務局のほうから。

篠田 こちらからでよろしいですか。

第9回のほうは、「緊急を要する場合の環境社会配慮確認」ということになってございます。

ガイドラインの1.8項「緊急時の措置」という項目がございまして、ここについて議論をいただいております。現在のFAQでも、「緊急を要する場合はどのように対応す

るのですか？」というFAQがございまして、そこを一度確認して、また、これまでに
どういう事例があったかというのをご紹介申し上げて、さらに修正をかけたというの
が、今回の運用面での見直しでの結果になってございます。

おさらいですけれども、1.8項で書かれております「緊急を要する場合」とは、自然
災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く、そういった案件があった場合
に、一部手続を省略というかしまして、先に進める場合があります。そういったときに、
環境社会配慮助言委員会に事前に報告をして、その結果を公表すると、このような形
になってございます。

これまで、これを適用した案件が幾つかございます。それがいわゆる開調と、マス
タープラン調査なりF/S調査なりをやる開調といわれる、開発計画調査型技術協力の詳
細計画策定調査、これは、通常、JICAが協力をやる前に、その協力のスコープを定め
る、先方と議論をするのですけれども、その調査のことを指すのですが、これを省略
したケースがあります。助言委員会にご説明をして、このような形で進めるというこ
とを説明いたしました。

ただこれは、その段階で詳細計画策定調査を省略するものの、実際の開発調査の冒
頭で、これに同様な、これと同じ内容の調査を冒頭でやることで時間の省略を図った
ということですので、省略をするといっても、その部分が完全に抜け落ちるとい
うことはありません。そういうような形に対応はしていないということになってござい
ます。

そのようなことをご説明申し上げまして、ここのFAQをよりわかりやすくしたのが、
今の案になってございます。

これまでどういう形で運用したかというのを明示するという意味で、今私が若干説
明しました開発計画調査型の事例をここに入れてあるということになってございま
す。

主要な提言ということで、3つ提言をいただきました。

その3つをご紹介しますと、1つ目が、人命・人道上、緊急的に支援が必要となる
場合を除き、カテゴリA案件は、環境ガイドライン1.8項「緊急時の措置」の対象外と
することが望ましいということです。先ほどご説明した開発計画調査型技術協力で、
緊急を要する場合を適用した案件は、全てカテゴリB案件になってございます。

他方で、カテゴリA案件というのは、緊急を要するものの、カテゴリAですので、や
はり環境への影響、社会への影響が極めて大きいということがありますので、そう
いったものは、緊急時の措置の適用はしないほうがよろしいのではないかと
いうようなコメントであります。

ただ、JICAとしましても、これをばんばん適用して、どんどん省略していくとい
う意味ではなくて、基本的には、やはり環境社会配慮ガイドラインにのっとり
て環境社会配慮確認をしていく、それはAだろうがBだろうが変わらないとい
うふうに思っております。

ただ、やはり例外的にこのような措置を適用する場合には、しっかり助言委

員会にも説明する。かつ、提言としては、カテゴリA案件は程度が高いので、なるべく通常のルーチンの手続でやっていくほうが望ましいというようなコメントをいただいているということでございます。

2ばつ目ですが、ガイドライン1.8項では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境ガイドラインに従った環境社会配慮の手続を実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。

これについては、一部について、すみません、非常にざくっとしてはいますが、FAQについて、開調型で適用したケースがありますよということを述べております。

3ばつ目が、これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境ガイドライン1.8項「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続の内容の説明がなされることが望ましいと書いてございます。

これについては、ガイドラインで、1.8項でまさに助言委員会に報告するということになっていきますので、ここを飛ばして、もちろん先に進めるということは毛頭考えておりませんので、ガイドラインに従って、もし開発調査型技術協力以外にも適用される場合には、ガイドラインに従って手続を踏んでいくというふうに考えてございます。

すみません、裏のページがございました。最後のばつです。

緊急の対応として環境影響評価の簡略化や省略が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要があると、このような提言をいただいております。

とりあえず、こちらからは以上です。

村山委員長 では、主査のほうから。

松下委員 今、篠田さんから詳細に説明がありましたので、私のほうからは、若干補足する形で、ワーキンググループの議論の状況を説明したいと思います。

最初、ワーキンググループでは、今説明がありましたように、これまでの適用事例をレビューする形から議論が始まりました。それで、事例として開発計画型技術協力において事例があったということを踏まえてFAQを修正しております。

FAQの修正で一番最初のポイントとしては、赤字が修正部分であります。最初の文章で、「緊急時においても、原則として、環境ガイドラインに従った手続を行うことが望ましいと考えます。」と、これを一応明らかにしております。

それから、緊急時の対応をした場合においても、その段階でカテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続の内容について、環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開するということが、なぜカテゴリ分類をしたのかと、それから緊急と判断した理由と内容について、報告と公開をし、さらに必要がある場合は助言という形で担保するようにしております。

それから、開発計画調査型技術協力についても、確認をし、適切な実施の確保に努めるということを書いております。

こういった形で、より緊急を要する場合の環境社会配慮の進め方が明確になったのではないかというふうに考えております。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について、何かご意見ありますでしょうか。

今のガイドラインの中では、まだカテゴリAの例は出ていないですね。

篠田 はい。今まで全てカテゴリBの、しかも開発計画調査型技術協力ということで適用しております。

村山委員長 たしか前の、2004年のガイドラインのときには1つあったような気がするのですけれども。

ガイドラインが改訂された10年以降はないですね。

では、よろしいでしょうか。

柳委員。

柳委員 2ページ目のところに、緊急の対応として簡略化や省略が行われる場合に、「実施後のモニタリング」というのは、これは現況のモニタリングという意味でしょうか。

それから、「フォローアップ措置」というのは、何のフォローアップ措置を行うのか。つまり緊急のときにアセスをやっていないということであれば、フォローアップといっても何をやるのかわからないんじゃないかなというふうに思いまして、その点、確認したいと思います。

村山委員長 いかがでしょうか。これはワーキング委員から出た意見ですね。

篠田 今日ご欠席なんですけど、柴田委員が、これについてはご提言いただきました。すみません、記憶にたどって申し上げますと、この間の3.11の震災のときに、たしか千葉か何かにある火力発電所が、アセスを非常に時間を縮めた形でやって、火力発電所をなるべく早く稼働させたという事例があったかと思うのですが、その事例なんかを用いて、やはり実施後のモニタリング、フォローアップが重要なのではないかと、うふうなご提言をいただいたと理解しております。

ですので、ちょっとお答えにはなっていないのですが、そういう事業後のモニタリング、フォローアップの重要性を特に強調していただきたいということで、提言に含めた次第です。

柳委員 3.11等の緊急時の緊急電源の確保で、法で省略できる規定に基づいた場合は、基本的に環境省は、自主アセスをやって環境配慮をするように求めているわけです。だから、自主アセスをやらないというか、アセスを全くなくしてしまうと、事後的なフォローアップって何を対応するのかわからないので、現場は混乱すると思うのです。

だから、緊急時であっても、自主アセスは通常の手続でなくてもやるように、こう意見があるのだったら、それは理解できると思いますけれども。

篠田 コメントありがとうございます。これは今まで、開発計画調査型技術協力でのみ適用してきたものなんですけれども、今後どういう形で適用があるかは、何とも予測しがたいのですけれども、基本的には、やはりこの手続の省略化によって迅速な調査の立ち上げなり実施なりを行うということで、アセス自体を、そのまま丸々やらなくてもいいという方向性ではないというふうに理解をしております、やはり立ち上げて、迅速に立ち上げた調査の中で、何らかのアセスをして、フォローアップができるような形に持っていくというのが、今、柳委員もおっしゃられたように、極めて重要なのではないかというふうに思います。

ですので省略すると言いながらも、やはりその次の段階で、しっかりアセスが抜けることのないようにするというのが想定としてございます。

基本的には、アセスした後のものをモニタリングをしてフォローアップをするという考え方に基づいているというふうに理解しております。

村山委員長 柴田委員の意図が十分伝わらないのかもしれませんが、「省略」という言葉が入っていると、どうも柳委員のご指摘のような疑問が出てくるような気がするので、「簡略化」だけでもいいかもしれないですね。

篠田 はい、ありがとうございます。「簡略化」。では、「や省略」というのは除いた形で、「簡略化が行われた場合」という形にさせていただければと思います。

村山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかはいかがでしょう。

田中副委員長 今のところで、その緊急の対応として、環境影響評価というキーワードになっていますが、この前の文脈は環境社会配慮という、環境社会配慮の手続という、そういうことになっていますね。ここで環境影響評価という、このキーワードになったのは、何か意図があるのでしょうか。

篠田 すみません、ありがとうございます。議論の中では「アセス」という言葉をいただいております、それを日本語に直しただけということなので、特に、そこに対して議論があったということではないです。

どちらかにまとめたほうがいいということであれば、より適切なほうにやればとは思いますが、

田中副委員長 そうすると、Q&Aのほうで、もともと本文が環境社会配慮ですか、これの手続について論じている話ですので、そこで統一しておいたほうがよろしいように、全体として整合がとれると思います。

篠田 ここでの趣旨は、もちろん社会配慮が落ちるとか、そういうことではございませんので、それでは、ここは「環境社会配慮」というふうにいたします。

村山委員長 日比委員、どうぞ。

日比委員 ありがとうございます。取りまとめをしていただいております。ありがとうございます。

1点だけ、先ほども少し出ていました、これが省略ではないと。簡略化であって、影響評価は少なくとも、この開発調査型の場合においては、従来とは違うフェーズだけれども、しっかりやるんだということ。それはそれで、いいのかなというふうに思います。

ただ、これは記録のために発言するといいますが、タイミングが違うというのは、やっぱり意味が変わってくると。後になればなるほど、例えば環境配慮に基づく計画の変更が必要になった場合も、しにくくなったりということもあるかと思ひますし、やはりタイミングが違うけれども、最終的にやるからいいんだというふうに、ひょっとして読まれた方が思ったら、それはちょっと本来の意味とは違うのかなと思ひましたので、タイミングが違えばやはりプロセス上、それは意味が変わってくるというのは明確にしておいたほうがいいかなと思ひます。

以上です。

篠田 ありがとうございます。基本的にはガイドラインの精神に基づいて、やはり前段にやるものは前段にやるというのが大事だというふうに思っております、ここでは手続が先送りになりますけれども、前段のところと同様な環境影響評価を行うというふうに考えてございます。

今まで適用されておりますのが、開発計画調査型技術協力ということで、そこで行っている予備的スコーピング、これを調査の一番最初の段階に持ってくるので、若干の、もちろんフェーズが違いますので、若干タイミングが違いますけれども、なるべく影響が少ない形で環境社会配慮が図られるようにするというのが大事な点ではないかというふうに思っております。

村山委員長 では、二宮委員、どうぞ。

二宮委員 すみません、私も今の日比委員のご発言の点で確認なのですが、その4番目のぼつのところで、先ほど柴田委員のご意見についてご紹介がありましたけれども、私はこの4番目のぼつについては、緊急時の措置によって、これまでの例では詳細計画策定調査においては簡略化がされるけれども、本来行われるべき、この開調の場合でいうとIEEレベルのスコーピング案作成というのは、本格調査の段階では行われると。

ただし、さっき日比委員がおっしゃるように、タイミングが違うので、通常のケースでもモニタリングとか、それに基づくミチゲーションメジャーみたいなものがとられるわけですが、そのタイミングが違ったことによって、何か通常のプロセスと違うことによって何かが生じていることがあり得るかもしれないので、この場合は特別なフォローアップ措置が適切になされるという、そういうふうに理解したのですが、その理解でよろしいのでしょうか。

篠田 ワーキンググループの場ではそこまで深く議論していなかったかなというふうには思うのですけれども、今、二宮委員がおっしゃられたご理解のとおりかなというふうに思います。

作本副委員長 作本ですけれども、今の議論をここで、最後のぼつなんですけれども、この簡略化と、先ほど「省略」という言葉を外そうと、これを省略しようという、そういう話がありましたけれども、簡略化と省略は意味が違うし、これを合わせることによって、いろんな場面に対応できるんじゃないかと思うのです。

簡略化というのは、全てのプロセスのどの部分においても簡単に手続を行うと、ただどこかをカットするということはあるかもしれないけれども、省略というのは、どこかの手続をはっきり目に見えるようにということになると、それを「一部省略」ということぐらいの言葉で残したほうがいいんじゃないかというか、網羅的に覆うためにも、「簡略化」と「省略」、この2つの言葉遣いには何か違うものが託されているんじゃないかという、何かすき間みたいなものを感じるのですが、ちょっとご意見いただければ。

村山委員長 今、作本副委員長にご指摘いただいた点は、私も先ほど頭に浮かんだのですが、ただ、「簡略化」という言葉で一部手続の省略が含まれているのではないかと思います、「省略」という言葉を外してはどうかと申し上げたのですけれども、いかがでしょうか。丁寧に言えば、「簡略化や一部手続の省略」ということになりませんか。

作本副委員長 すみません、本当に。くだいようですけれども、この「簡略化」というと、基準が目に見えないというか、恣意的にも十分なし得るものだと思うのです。「省略」という場合には、このA、B、Cがあった場合に、Bをはっきり除くのだと。だから、その後で出てくるどころの手続中のモニタリング、フォローアップはしっかりとなされるのではないかという、そういう最後の部分での期待が持てるのではないかと、そういう意味合いなのです。

村山委員長 繰り返しますが、私は一部手続を省略してしまうとアセスあるいは環境社会配慮の枠組み自体が崩れる可能性があるのではないかという気もするのです。例えば、予測評価を簡略化することでスピードアップを図るというのはあると思うのですが、予測を外して評価だけということは、なかなか難しいような気がします。そういう意味で、「省略」というのは結構強い言葉かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

作本副委員長 結論から言って、今の村山委員長の発言で理解できました。私は「省略」というよりも「一部省略」ぐらいかなと思っていたのですけれども。「省略」ということを堂々と入れるということは、もうあらかじめ省略してもいいんだよという、そういう意味合いを持たせるということで、結果的には「簡略化」ぐらいで、曖昧な言葉のほうがいろんな場面を含み得ると、逆にそう考えました。ですから、村

山委員長の、もしほかの方がご意見なければ、発言で結構です。

村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、もしほかにないようでしたら、これについてはこれで終了ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次、第10回。こちらについて、まず事務局からご説明をお願いいたします。

篠田 第10回のワーキンググループでございます。こちらは、「カテゴリB案件のうち助言委員会が助言を行う必要がある案件とは」ということでございます。

ここについては、以前に助言委員会の皆様のほうからご提言をいただいて、この助言委員会を取り扱う案件について、大分前ですけれども議論させていただいたときに、ガイドライン上、助言委員会は主にカテゴリAなんですけれども、カテゴリB案件についても助言委員会を取り扱うということが書かれております。

ここについての手続が明確化されていないということがございましたので、ここについて議論をさせていただいたということでございます。主に、ちょうど表と裏で示しておりますけれども、どのような形でカテゴリB案件を取り扱うのかということ、フローを整理させていただいております。

2ページ目の、裏の図をごらんいただくとわかりやすいかなというふうに思います。

以前に、助言委員会全体会合に、委員の皆様から何か議題を提起いただくという場合においては、2週間前に議題を委員長及びJICAのほうに連絡いただきたいということを定めさせていただいております。

これはなぜ2週間かと申しますと、提起いただいた内容を、やはりしっかり確認させていただいて、場合によっては内容を現地に聞いたりとか、そういったことで調べたりする必要がありますので、ある程度時間がかかるということで、直前ではなく、ぜひ2週間ぐらい時間をいただきたいということで、原則2週間前にご連絡いただくということになっておりましたけれども、カテゴリB案件のうち必要な案件を、やはり助言委員のほうの提起から助言委員会にかけろべきというようなご判断がある場合には、これも2週間前に委員のほうから審査部、またはその正副委員長にご連絡をいただくということを考えております。

ここからスタートいたしまして、いただいた連絡をもとに審査部のほうで検討、これを助言委員会として取り扱っていただくのが適切かどうか確認させていただくと。その際に、正副委員長にもその判断を伺った後に、必要な場合と認められる場合においては、助言委員会全体会合にそれを持っていきまして、その最初に提起した委員が理由を説明するということです。

それで、ここでカテゴリB案件ですので、A案件とは少し内容が違うものでございますので、審査部のほうからはカテゴリB案件の案件概要をご説明させていただいて、ご紹介すると。さらにその案件に対して、より深い議論等が必要だと、内容等の確認が必要だということであれば、次の週になるかと思うんですけれども、業務主管部の

ほうから、また説明をさせていただいて、必要に応じて助言をしていただくということを想定してございます。

カテゴリB案件というのは、カテゴリA案件とは、やはり影響の程度が違いまして、段階にもよるのですけれども、手に入れられる情報の深度というんですか、量というのがちょっと違ってくるというのがございます。ですので、例えばワーキンググループで、今カテゴリA案件のEIA、RAPなんかをご参照いただいておりますけれども、同様な形で同じような情報量が見込まれるというものでもないものも多く含まれてございますので、まず全体会合の場で概要説明をさせていただいて、内容を確認いただくということです。やはり、程度が高いものについては助言をいただくと、こういったフローを考えてございます。それが2枚目のスライドで説明している内容でございます。

なお、このフローですけれども、この助言委員会の運用面の見直し、助言委員会での運用面の見直しが終了いたしましたら、このフローを正式に助言委員会で適用するべく、例えば助言委員会の共有事項なんかに取りまとめるということを想定しております。

簡単ではございますが、以上とさせていただきます。

村山委員長 では、主査のほうから。

松下委員 今、説明いただいたように、これまで必要に応じてカテゴリB案件に対して助言委員会で助言をするということになっていましたが、委員のほうから、取り上げる場合の手续と仕組みを明確化したということであります。

ただしB案件についての情報が、一般にはなかなか入手しにくいので、この1ページ目の一番下に米印が書いてありますが、年度初めの5月の全体会合において、スキーム別のカテゴリB案件数に関する情報を提供していただくと、そういったことも今回新たに確認をしております。

これまであまり明確に決められていなかった、B案件を取り上げる手続を明確化したというのがこの趣旨です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この点について何かご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

字句の修正、非常に細かい点なのですが、図2のタイトルで、「助言員会」になっているので、「委員」の「委」の字を入れておいてください。

篠田 失礼いたしました。追加いたします。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。特になければ、この形でまとめさせていただきます。ありがとうございます。

それでは続けて、第11回のワーキングの件ですね、こちらも、まず事務局からよろしいでしょうか。

柿岡 それでは、第11回ワーキンググループについてご説明申し上げます。

このワーキンググループは、先週1月26日に、ちょうど1週間前に開催したものでして、2時から2時間半ほどご議論をいただいております。当日、松本委員に主査をお願いいたしまして、作本委員、塩田委員、谷本委員、二宮委員、長谷川委員、松下委員、7名のご参加をいただいて議論をいたしました。残念ながら石田委員と、それから岡山委員が、当初予定では出席ということも伺っていたかと思えますけれども、欠席ということになっております。

この、今お配りしているワーキンググループ結果をご説明する前に、当日のワーキンググループの資料を一部ご説明します。このエンジニアリング・サービス借款の考え方を全体会合でも簡単にご説明すべきだという当日の議論もございましたので、かいつまんで資料をご説明申し上げたいと思います。お手元には配っていないので、画面のほうを見ていただければと思います。

スライド3枚目です。

こちらはJICAガイドラインの規定となります。3.2.1の「環境レビュー」のところで、「エンジニアリング・サービス借款」という項目がございます。第1項が、調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款。こちらがエンジニアリング・サービス借款になりますけれども、その供与に先立って、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施すること。これは通常の案件と同様の考え方かと思えますけれども、環境レビューを供与に先立ってやるというのが基本的な考え方となります。

その上で、ただし書きとして第2項がございます。当該エンジニアリング・サービス借款の中で、または並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与に係る環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要求を満たすことを確認することを可とする。ということがございます。

ですので、基本的な考え方は第1項となりますが、ただし書きで、エンジニアリング・サービス借款の中、もしくは並行して行う場合も可だというのが第2項の定義となります。

まずこの2つがあるということをご理解いただくのと、それから、特に第1項につきましては、通常、協力準備調査をやっている場合が多いかと思えますけれども、協力準備調査の場合ですと、主体はJICA。それからエンジニアリング・サービス借款を行う第2項の場合は、あくまでも調査の、円借款の主体は相手国政府であること、この点が大きなポイントとなることを、ご理解いただければと思います。

その上で、この第1項と第2項の考え方をバーチャートの示したものを、次にお示しいたします。

こちらのフローが、先ほど申し上げた第1項のパターンとなります。通常のF/S、すなわち協力準備調査を実施した場合ですと、協力準備調査の段階で全体会合の説明、スコーピング、それからDFR。その上で、その後すぐにE/S借款が行われる場合には、

環境レビューというような全体会合の場を設けさせていただいているかと思います。

この場合ですと、E/S借款、さらにその後の本体借款も含めて、E/S借款の審査時に、通常のプロジェクト借款と同様、環境レビュー段階の報告を助言委員会に行います。通常の案件と変わらないと。E/S借款という言葉がありますけれども、これがないのと同様に、通常のパターンというふうにご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

では、次の、第2項の考え方です。

ここが今回のトピックになるかと思いますが、まずE/S借款が、その前の段階でF/S等を相手国がやっている場合ですと、審査前の全体会合で、その際のEIA、RAP等の作成状況の説明を行います。E/S借款が終わる、すなわち本体借款に先立つ段階で環境レビューを行うというのが、このフロー図となります。箱の中になりますけれども、E/S借款の審査時点において、本体事業の環境社会配慮に関する検討状況につき、助言委員会に報告いたします。あくまでも、その段階での説明となります。

その上で、相手国等がE/S借款のなかで環境社会配慮文書の作成を行うため、JICAは必要に応じて進捗を確認していきます。

繰り返しとなりますけれども、E/S借款の主体は相手国政府ということですので、相手国政府が作成を行う状況を確認していくということになります。

最終的に、E/S借款の中で作成された環境社会配慮関連文書に基づきまして、本体借款審査前に環境レビュー段階の報告を助言委員会に行うというのが、このパターンとなります。

簡単に申し上げますと、この第2項のパターンは、環境レビューを1回で行うもの、協力準備調査はなしで、環境レビュー1回で助言委員会を行うものと同様ということをご理解いただければと思います。主体が異なること、それから環境レビュー1回で行うものと考え方としては同一というところが、この第2項のポイントというふうにご理解いただけると幸いです。

この運用方針を踏まえまして、既存のFAQがございました。そのFAQにつきまして、当初は、この質問の内容が非常にわかりにくいと。誤解を招く、もしくはわかりにくいということから、質問内容を修正するというのが当初のワーキンググループの段階での事務局の提案でした。それから、追加のFAQ、どのようなタイミングで助言委員会を実施するのかということを加えて、ワーキンググループの議論とさせていただいたというのが、ワーキンググループでお配りした資料となります。

その上で、お手元にお配りしておりますワーキンググループ結果に移らせていただきたいと思います。

お手元の資料、よろしいでしょうか、第11回ワーキンググループ結果になります。

1.1で、既存FAQの修正というところで、先ほどありました問いそのものを変えます。「環境アセスメント報告書等の作成をJICAが支援する場合はあるのですか？」という

問いに対し、その回答といたしまして、「協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。協力準備調査はJICAが主体的に実施し、調査・設計等エンジニアリング・サービスは相手国等が実施します。このためJICAは、協力準備調査の場合は環境アセスメント報告書等の作成を支援し、エンジニアリング・サービス借款を活用する場合は、相手国等によって作成された環境アセスメント報告書等をレビューし、環境社会配慮上の要件を満たすことを確保します。」とさせていただきます。

それから、1.2、こちらは主要な提言として1点あります。環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、先方政府が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないかという点。これが主要な提言の一つとして挙げられております。

この運用見直しのワーキンググループ結果も含めて、先ほど申し上げた2時間半の中でご議論いただきまして、本日の全体会合の報告という形でご協力をいただいたのが概要となります。

主査のほうから何か補足があれば、お願いいたします。

松本委員 どうもありがとうございました。これは一応、理解をするのに大分時間がかかったというところがあります。恐らく、2のほうの、もう一度フローを出しておいていただけますでしょうか。

これですね、この提言のほうで言っていることは何かといいますと、このE/S借款の中で環境社会配慮調査が、これは行われる場合なわけです。日本が円借款を出すわけです。なので、委員会の中、ワーキンググループの中では、だとすれば、日本がお金を出すのだし、この環境社会配慮調査を行うE/S借款、この中で助言委員会がスコーピングやドラフト・ファイナル・レポートを見てアドバイスはできないのだろうかという議論をしました。

それに対してJICA側の答えは、これは借款ですので、円借款の場合は相手国が借りて、そのお金でみずから入札をして、業者を選んでやっていくという形で行うため、主体がほぼ相手国の実施機関になるため、こうした助言委員会を同じように関与させることが難しいので、このようなやり方、つまり通常相手国がみずからのお金で環境社会配慮調査を行って、最終的に私たちは環境レビューだけをやるという案件と同じフローになっているんだという説明になっています。

これに対して、そうではあるけれども、相手国政府がみずからの手金でやっている事前の調査と、やはり日本の円借款が出ているというのでは、やはりちょっと違いもあるので、助言委員会が、この場合のE/S借款の中で行われる環境社会配慮調査に対して何らかの関与ができないのだろうかということ、ここの提言に書いてあるというふうなことになっております。

私からの補足は以上です。

村山委員長 ありがとうございました。

それでは、何かご意見ありますでしょうか。

田辺委員。

田辺委員 インドの貨物鉄道のと看に、当時は審査委員会だったと思ひますが、開発調査において審査委員会をやって、その後E/S借款の中で、その開発調査で取りこぼしていた環境調査をE/S借款でやったのです。

当時、JICAは旧JBICと分離されていたので、E/S借款では、特に委員会は行われず、ただE/S借款の中で環境社会配慮の調査が行われていたというケースがあったんですけども、例えば新しく、今回協力準備調査をやって、そこでEIAをきちんとやったけれども十分完了せずに、協力準備調査の中で委員会を開かれたけれども、その後E/S借款で追加的な環境社会配慮調査をやってそれを確認するという場合に、どういふフロー図になるのかが疑問なのですが。

松本委員 では私から、まず。補足があればJICAからお願いしたいのですが、これは、多分1の、これを見せてください、多分これで、F/S段階でやったけれども、取りこぼしがあって、E/Sの円借款の中で追加的な調査が行われたというふうな理解だというふうに思ふんですが、これは、我々がE/S借款の理解をした中では、通常の円借款と同じように考えるということなんです。つまり通常の円借款でも、F/Sの中で不十分であったけれども、円借款を供与した後に、補足的にやることによってガイドラインを担保できるように、環境レビューの中で我々が助言をすると。つまり、「事業をやるには、この点について確認をすること」とか、「これが行われるように、相手国政府に同意を求めること」といふような形で環境レビューを行って出していますよね。つまり、それと同じ形になるということですので、2つに分かれているので、やや、我々もいふことができないか、ああいふことができないかというふうに言っているんですが、実態には、E/S借款から、もう全て円借款であるという見方をすれば、同じような扱いになるというのが私たちの理解です。

もしJICAの側で何か補足説明があれば、お願いします。

柿岡 ありがとうございます。今ご説明があったこととほぼ同じかと思ひますけれども、JICAで協力準備調査をやっている場合は、スコーピング、DFRをきちんとやって、その段階で環境レビューにつなげていきますので、その段階で理解していること、判明していることが不十分なまま前に行くということは、環境レビューに至っていないという可能性もあります。もちろんE/S借款、その進行の中で出てきたものは、また考え方が変わってくるかと思ひますけれども、F/Sの段階で判明している場合は、このスコーピング、DFR、環境レビューで確認していくという理解かと思ひます。

松本委員 1点補足なのですが、さりとして不十分さもあるであろうということは、たしか谷本委員だったかと思ひますが、ワーキンググループの中でも議論があって、それは通常のモニタリングで対応していることと同じに扱うということが、たしかJICA側からの説明でした。

村山委員長 今回の仕組みの中でも、環境レビューで、もし十分な議論が必要だということであれば、ワーキングを開いて助言を行うということも、必要に応じてやれることになっています。これまでやったことはないですが、そういう形はとれるという理解をしています。

いかがでしょうか。ほかはいかがでしょう。

田中副委員長 私も全然このキーワードを聞いたことがなくて、今、改めてこのガイドラインを読むと、なるほど、そういうキーワードがあるなというのがわかりました。

それで、このガイドラインの13ページに、あるのですが、「調査・設計等エンジニアリング・サービス」と、これが定義なのです。この場合の「調査」とは何を指しているのか確認をさせてください。多分、「設計」というのはイメージが浮かぶのですが、「調査」とは何を指しているのかということです。

それから、このサービスのみを対象とする円借款というのは、では、そういうソフト的な調査なり、どの範囲の調査があるか、概念が広いと思いますが、設計といった、ソフトの制度設計なり、あるいは実施設計ですか。そういうものをする借款であって、具体的なその内容については相手国が行うわけですね、そういう理解でよろしいのかどうかということです。

ですから、まず「調査」とは何を指しているのかということ、この借款の対象は、そういうソフト事業に対して行うんだと。しかし、その事業そのものの内容は、やはりプロジェクトとしてはカテゴリ分類がされていて、A、B、Cというようなカテゴリがある。それに依って環境レビューを行う、こういう理解でよいのかどうかということ、を、改めて確認させてください。

柿岡 ありがとうございます。まず1つ目ですが、「調査」ですけれども、こちらは現場の詳細データの収集のような、実際の詳細設計に入っていく段階で行うような、追加の現場のデータ収集といったものを「調査」。それから「設計」につきましては、同様に、先ほど申し上げた詳細設計、いわゆるD/Dですね、詳細設計。それから、その他に入札の手続の作業もありますので、入札書類の作成といったことが、このエンジニアリング・サービスの中に含まれてまいります。

それから、そういったことをやるのは、先ほど申し上げたように相手国が行うと、主体はあくまでも相手国という考え方になります。

カテゴリにつきましても、こちらは本体と連動する形でのカテゴリ分類ということになりますので、エンジニアリング・サービス借款だからカテゴリが低い云々ということではなく、本体と同じ考え方ということになるかと思います。

田中副委員長 そうすると、データ収集であったり、設計ですか、そういうことに借款としてお金を出す。その場合に、JICAはそのプロジェクトの内容、例えば環境面の配慮が、ほかにもう少しこういう点を盛り込んだほうが良いという実態が見えてき

た場合に、どこまで関与できるのですか。設計に対してもお金を出しているのだけでも、実際には相手国が実施することになりますので、助言をするとか提案をするとか、そういうことにとどまるということでしょうか。

柿岡 エンジニアリング・サービス借款、そうですね、最終的には先ほどのフローの2番目と同じかと思うのですけれども、E/S借款が終わる段階、すなわち本体借款に先立って環境レビューを行いますので、ここでできているかどうかということを確認します。いわゆる環境レビュー1回で行う円借款とほぼ同じ考え方となりますので、この段階で確認し、できていなければ、本体借款の供与に進まないという考え方になります。

田中副委員長 わかりました。

村山委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

高橋委員 高橋ですけれども、文言の確認だけなのですが、この今日お配りいただいたペーパーの回答ですね、いきなり「協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。」とありますが、これは、活用は、その報告書等を作成支援する場合に活用するというのか、あるいは、審査じゃないですね、何か、そういう報告書の作成支援……何のときに活用するのですか。そこを確認させていただければと思うのですが。

柿岡 ありがとうございます。問いが、環境アセスメント報告書の作成を支援する場合があるかということに対して、協力準備調査、それからエンジニアリング・サービス借款そのものは、お金を出すという意味での位置づけとなります。こういったものを活用して作成した環境アセスメント報告書が、最終的に環境アセスメントそのもの、制度そのものも主体は相手国には違いがないんですけれども、そういったものを活用してJICAが支援をしていくということを、この冒頭1行目に示しているつもりでございます。

高橋委員 何となく意味はわかるのですが、ちょっとその辺が、この文言だけからはわかりづらかったもので質問させていただきました。

村山委員長 よろしいでしょうか。

塩田委員。

塩田委員 塩田です。文言の訂正をしたほうがいいかなと思ったのですが。その点のところに、「諮るのではなく、先方政府」と書いてあるのだけれども、これは「相手国政府」にしたほうがいいのかなと思ったのですが。相手国と先方とか、いろんな用語が出てくるのが。「先方」というのは相手国のことですよ、そうですね。

柿岡 ありがとうございます。主要な提言のところですね。上のFAQでも「相手国等」とありますので、それでは、ご指摘を踏まえて「相手国等が実施する」と修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

私のほうから確認なのですが、主要な提言で、スコーピング段階から助言委員会で議論をする機会があったほうがいいのではないかということですが、これは、先ほどのガイドラインの中での2項に当たる場合ということでもいいですか。

松本委員 そうですね、運用方針の のようなケースということになります。

村山委員長 その点は明確にしておいたほうが、多分ガイドラインそのものの議論をするときに役に立つような気がするので、その点はっきりさせておいたほうがいいと思います。

柿岡 ありがとうございます。それでは、提言の前の段階で、ガイドラインの、そうですね、3.2.1、環境レビュー（5）エンジニアリング・サービス借款の第2項の場合といった、条件文をつけることを修正させていただきたいと思います。

村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、これで11回のこの点については終了という形にさせていただきます。

ちょうど石田委員がいらっしゃったのですが、切りがいいので5分間だけ休憩を入れさせていただきます、最後、残った分を議論させていただきます。

午後3時43分休憩

午後3時51分再開

村山委員長 それでは、再開させていただきます。

第2回を含めて、第6回のワーキンググループの結果について、まず事務局からご紹介いただければと思います。

篠田 ありがとうございます。第6回ワーキンググループということで、生態系についてのワーキンググループを開かせていただいております。これは11月28日に開催して、ようやく概要を皆様にシェアするという段階になりました。

その間、いろいろとたくさん議論がありまして、何とか皆様の意見を取りまとめて、このような形にしているというような状況です。

ご紹介いたしますと、これは第2回及び第6回ワーキンググループの結果というふうにしてございます。第2回も生態系に関するものでございまして、第2回は主に用語の定義ということでさせていただきました。その用語自体は定義したのですが、やはり内容、そこでの環境社会配慮、それを議論する必要があるのではないかとということで、第6回というのを開かせいただいた経緯がございます。

その詳細については、中で一つずつ確認していきたいと思います。これは幾つかの議題に分かれておりますので、早速中に入っていきますと、2ページ目をごらんいただければと思います。

まず、1-1「自然生息地」の解釈・範囲ということなのですが、実は、このFAQの回答というものがございまして、これのほとんどは第2回で議論した内容をそのまま持ってきてございます。第2回ときには、「重要な自然生息地」と、これ

について解釈をいただいていた。

「重要な自然生息地」とは以下のようなものがあり得ますということなのですが、じゃ、そもそも自然生息地とはというようなところで、定義をしたほうが良いということで、回答の「世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に」の、この後です、「自然生息地とは」というところをつけ加えております。これは、冒頭にも書いてありますけれども、世界銀行等の定義、IFC等の定義を参考に、このような形で列挙をしてるということでございます。

自然生息地とは、(1)、(2)ということになっておりますけれども、それ以外については、第2回のFAQと一緒にいう形になっております。これをつけ加えております。

念のため読み上げさせていただきますと、「自然生息地」とは、(1)主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2)人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。また、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと考えています。」と。

このうち、重要な自然生息地としてはどのようなものがありますかということで、第2回に定義いただいたものにつなげているということです。より「自然生息地」及び「重要な自然生息地」の定義を明確に、わかりやすくしたということが、この1-1のところでございます。

1-1に対しては、基本的に第2回をベースにしておりますので、第2回の提言と第6回の提言、これを合わせて1-2で述べさせていただきます。第2回のところの提言でいただいたものについて一部修正をさせていただきます。

1ばつ目については、わかりやすくするために、このような形で修正しています。

3ばつ目が消されておりますけれども、これは対応していると、FAQのほうで対応・修正をかけたということで、これを対応済みにしておりますので、消えているということです。

第6回で新たに追加したものとしましては、基本的にIUCNのレッドリストを参照することにしておりますけれども、それ以外にKBAという、生物多様性重要地域というリストもあるので、これも参考になるのではないかなというようなご議論をいただきましたので、これを提言に残させていただきます。そのようなことになってございます。これが1-1についてでございます。

続きまして、2-1にいきます。次の4ページになります。

これについても、第2回の議論をリファアーしながら進めたものになるのですが、第2回の議論というのが5ページ目についておまして、著しい転換、劣化とはどのようなものですかという用語の定義をいただきました。そのような場所で、どのような配慮が、実際必要かというようなことを議論いただいたのが2-1ということになってございます。

ここはIFCの定義を参考にさせていただきながら、3つ、(1)、(2)、(3)というのを取りまとめております。

ここは読み上げさせていただきますと、ガイドラインの別紙「生態系及び生物相」における規定では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としています。これはガイドラインの引用ですけれども、重要な自然生息地以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、IFC等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています。

つまり、このような地域、重要な自然生息地で、代替案がなく、そこ以外の地域で代替案がないという場合には、(1)、(2)、(3)に進んで、これを全て満たすことが必要と、プロジェクトを行うことを検討するには、以下を、3つを満たすことが必要ということにしております。

(1)番目が、「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、並びに生態系の主要な機能に重大な負の影響をもたらさないこと。

(2)番が、合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に著しい減少をもたらさないこと。すみません、以下は省略します。

(3)が、上記(1)及び(2)について効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。ということです。

主にここはIFCの規定を参考にさせていただいておりますので、IFCの規定についての注釈をここにも載せさせていただいておるということでございます。

ちょっと駆け足ですが、ここで、2-1でいただいた提言といたしましては、6ページ目でございます。

1ぼつ目が、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」というJICAガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提でないことを説明することが必要である。つまり、ここで、こういったところで、もう実施するんだというようなことをJICAが自ら述べているというFAQではなくて、基本的にはやらないということが、まず大原則としてあるというようなことを提言としていただいております。我々もそのようなスタンスで考えております。

ここは、その1ぼつ目がありながらも、もう一つ、またちょっと相反する意見になるかもしれませんが、委員の方から、JICAの案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきであるというご意見もいただいております。

これは、議論がなかなか深いところまで行ったときに、JICA側は本当に案件形成が全くできなくなるような条件をここに書くのはいかがなものかというご意見もいただいたものですので、両論を書かせていただいております。

3ぼつ目が、「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に著しい減

少をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種IA類/IB類（CR及びEN）」に加えて、「絶滅危惧種II類（VU）」及び「準絶滅危惧種（NT）」を含めるかどうかは慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要であると。

基本的にCR、ENといわれる、IUCNで定義されている絶滅危惧種、ここには、該当するものについては前段のFAQにも載せておるんですが、その下、下位というんですか、にあるVU、NT、どこまで慎重な判断をするかというのは、個別プロジェクトごとの判断になると。これを全くやらないと言っているわけではなくて、どこまでやるかは、そのプロジェクト自体の背景等で判断をするということが重要であるというような提言をいただいているかと思います。

これが2番目の議題です。

3番目の議題なのですけれども、7ページ目です。

「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件という形でご議論いただいております。8ページ目に、第2回ワーキンググループでの結果を、これは載せております。ここでも、用語の定義として、「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」とはどこでしょうかという用語の定義をいただいております。

ここで、事業を実施する場合における配慮事項ですとか、例外的に実施される場合はどのような場合かというようなFAQをつくり、より明確に、わかりやすくしたというようなことでございます。

ここで「例外的に実施される」というふうにと言い切っておりますけれども、これはJICAのガイドラインで、回答の一番上にもございますけれども、基本的には、原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないということで、原則的には外でやるということですが、ただし書きがございまして、プロジェクトが当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合、この限りではないというようなただし書きもございます。

また、いろいろA案件をごらんいただくと、政府が指定した地域というのが、いろんな程度 of 自然保護区ですとか、文化保護区があるというのはお気づきのことかと思えます。そういった、保護したところはもう絶対にやってはいけないかということ、そうではないかというふうなことかと思えますので、そういったところを整理したということになります。

ここにつきましても、ほかの議論と同様、IFCの定義を参考に、以下の条件全てが満たされる場合に限り、プロジェクト形成の検討を行うということにさせていただきます。

(1) 番からいきますと、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。

(2) 番、同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。

(3) 番、プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。

(4) 番、プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議をして、事業実施についての合意が得られていること。

(5) 番、同地域に、その保全の目的に従って効果的に管理されるプロジェクトの実施機関等が、必要に応じて追加プログラムを実施すること。ということでございます。

この議題については、最後の9ページになりますけれども、提言を3ついただいております。

これは、先ほどの提言とも似通っておりますけれども、「原則として実施しない」というガイドラインの規定を踏まえて、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域において事業実施が可能であることが前提ではないと、やることを前提にしないということを、しっかり説明する必要がある。これを書くことによって、JICAはどんどんと、こういった地域でプロジェクトの形成を進めるというような誤解を与えないようにする必要があるというような提言かと思えます。

2ばつ目については、同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICAがその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。これは先ほどの議論でもあったのですが、両論併記ということで、こういったご意見をいただいたということで、提言に残させていただいております。

最後ですが、環境ガイドラインでは、「政府等が法令等により指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定基準を満たす開発を許可する法制度を有する国もあるということで、やはりいろんな保護区、いろんな文化保護区等がありますので、そこは、よくプロジェクトごとに情報を集めて判断する必要があるということが重要であるということでございます。

非常に駆け足でしたが、このような形で、現段階では取りまとまっているということでございます。

あわせて、メール審議の際にいただきましたコメント等も、回答表という形でつけ加えさせていただいております。

本当に、昨日、今日までコメントをいただきましてありがとうございます。ぎりぎりになってしまったのですが、我々としても、なるべく皆様のご意見を反映させるべく、いろんな形で工夫をしたつもりですが、説明等、至っていない部分もあったかと思いますが、このような形で、現段階では取りまとまっているということです。

主査のほうで何か補足があれば、お願いいたします。

松下委員 どうもありがとうございました。今回の報告は、第2回と第6回のワーキンググループの議論の結果を統合した報告になっています。第2回が用語解釈を中心とした議論だったわけです。それから第6回は、そういった地域における環境社会配慮のあり方といったことを議論して、取りまとめてまいりました。

メール審議も、最初意見をいただいたものに対してJICA側で検討していただいて、それに対する回答を出し、また再度、追加意見ということで、それを踏まえた修正を出され、さらに今日まで追加意見が出たということで、実は、まだこれで完全に収束しているというわけではありませんが、今日は議論の状況を報告するということが一つの目的でありまして、若干まだ最終的な修正が入るかと思いますが、できるだけこれまでの議論……非常に専門的な議論もありましたが、多くの意見から熱心に議論をいただいて、ある程度まとまってきましたので、最終的な形にまとめていきたいというふうに思っております。

若干、中身を少し追加しますと、恐らく現在残っている議論としては、これは石田委員、あるいは日比委員などから出されておりますが、いわゆる「ありふれた種」といいですか、私は正確な表現ができませんが、そういった、どこにでも見られる種あるいは生物、生態系自体が事業の結果として影響を受ける場合をどうするかとか、あるいは、個体数が実質的に減少するといったことに対してどう考えるかと、幾つかそういう論点があるかと思えます。後でまたそれぞれの委員から、現在の課題について、発言を、補足をしていただければと思えます。

私のほうからは以上です。

村山委員長 ありがとうございます。ページ数も多くて、議論に時間がかかりそうな気がするのですが、分けて議論することが可能の部分がありとすれば、そういう形で、まず議論させていただきたいと思えます。

よろしければ1-1、1-2の「重要な自然生息地または重要な森林」、これの定義のようなところについて、まず議論をお願いしたいと思います。一応、こう形でまとめていただいていますけれども、何か追加のご意見はありますでしょうか。

平山委員、どうぞ。

平山委員 確認をさせていただきたいのですが、問いの1-1のところなのですが、全体に関係することかもしれないのですが、定義のところ、「自然」とか「自然生息地」という非常に重要な言葉があるのですが、このような言葉が出てくるものの国際的な合意というものが、これまでたくさんつくられていると思います。生物多様性条約だとか、それから1の(3)のところの「移動性生物種」などというと、ボン条約とかワシントン条約だとか、IUCNなどがあります。それから、後のほうにはUNESCOのもの、それから、ここの整理の中ではIFCと書いてありますが、IFCの規定など、いろいろ出てきているのですが、その世界遺産条約とかIFCの

規定というものに対する言及というものはあるのですけれども、生物多様性条約とかワシントン条約とかラムサール条約とか、その他の国際条約との関係というのが、この定義のところではどのように扱われているのかということの確認、それがどういうことになっているのかということをお教えいただきたいのです。

言葉としては、1-1であれば、1の柱書のところに「生物多様性保全上」云々という言葉などが出てきておりますし、「生態系」という言葉も生物多様性条約の中にはあると思いますし、先ほど申し上げました1の(3)のところの「移動性生物種」というものには条約もできていたりしますので、そういったところの条約の規定ないし趣旨との関係を、この1-1の定義をするところでどのように、この後のガイドラインの解釈を行うときに、そういうものとのつながりをどのようにつけるように整理されているのかということをお聞きしたいと思っております。

村山委員長 いかがでしょうか。ワーキングの議論の段階では、条約関係の議論はあったでしょうか。

篠田 ありがとうございます。第2回の定義の際に、我々JICAのガイドラインというのは、国際的な機関、国際水準で運用するということがありまして、かつ世銀のガイドラインなんかを参照するということがありまして、そういったその世銀とかIFCのガイドラインを、対応の仕方を、また定義の仕方を参照させていただいております。

そのときに環境保護地域の定義というのは、他ドナーの保護する規定の中で、IUCN、UNESCO世界遺産、ラムサール条約。文化保護地域定義については、UNESCO世界遺産について、IFC、世銀、ADB、あとAFDBなんかも見させていただいたのですが、そういったものが包含しているということが確認されております。

ですので、今回、世銀、IFCなんかを主に参照させていただいておりますけれども、そういった規格がつくっている定義ですとか対応の方法というのは、これら条約ですとかということをお聞きして、理念なり考え方なり、内容を包含しているというふうにお聞きしている次第です。

それそのもの、ラムサール条約にどう書かれているとか、UNESCO世界遺産の中でどういうふうな言及があると、そういったところは、そんなに議論をしたということではなかったかと記憶しております。

松下委員 若干補足いたしますと、「重要な自然生息地」などの定義は、国際的な一つの議論の根拠として、IUCNの定義を大分参考にしたということがあります。それから、そういう地域に対する社会配慮を実際にどう実施しているかということについては、IFCあるいは世銀を参考にしたという面があります。

それから、条約との関係ですが、国際的な条約に基づいて、基本的には各国が、国の制度として地域を指定しているという現実があると思っておりますので、そういう中で、国が指定した地域に対する環境社会配慮をどうするかというふうにお聞きして議論をしたというふうにお聞きしております。

村山委員長 いかがでしょうか。

議論はされているということで、そういった点がここにも反映していて、強いて言うところ、この回答の最初の行にある、「セーフガードポリシー等」という、「等」のところにもそのあたりも反映しているのかなというふうに理解をしましたが。

篠田 ちょっと補足をいたしますと、ここの回答ではないのですが、8ページに、第2回のワーキンググループというところの用語の解釈で、UNESCO世界遺産条約ですとか、世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地という形で、国際的に自然保護の重要性が認知されている地域ということは、保護……重要な地域ですと。特に指定した地域の中に入るのはないかというような回答を書かせていただいております。

ですので全くそれらを、条約については見ていないということではないんですけれども、こういった形で記載をさせていただいておるということです。ご参考までに。

村山委員長 平山委員、どうぞ。

平山委員 すみません、端的に確認させていただきますが、1-1の回答のところ、1の柱書のところで、「生物多様性保全上」と、こう書いてありますのは、これは、基本的には生物多様性条約とは関係がない。それから、1の(3)のところでは、移動性生物種というのはボン条約とは一応関係がなくて、一般的な用語として、ここで書き込まれているというふうに理解をしておいてよろしいということですね。

私が一番気になっておりますのは、この言葉の定義そのものではなくて、この例えば「自然生息地」とか「重要な森林」とかというところにおいて、何らかの保全のポリシーとか、考え方を決めていかなければならないというときに、それは直にJICAのガイドラインに戻ってやるのか、それとも条約の考え方というのをまず前面に出して議論をするという手続になるのかというところで、かなり違って来るように思いますのでご質問しているのですけれども。当面は、「生物多様性」という言葉をお使いになるときに、これは条約のことは一応考えてはいない、それから「移動性生物種」というときにも、ボン条約のことは考えていないという、そういう整理でよろしいのでしょうかという確認をしていただきたいということですが。

村山委員長 いかがでしょうか。ここは議論がもう少し必要かもしれませんが。

私が少し考えた範囲だと、その国によって批准している、していないということもあるような気がしていて、国際的に標準なものを全世界に適用できるかどうかというのも、少し気になる点ではあるのですけれども。

平山委員 今、委員長がおっしゃったことでは、世界基準という言葉が随分ここで、この助言委員会の場で使われているように思うのですけれども、それは一応基本的な考え方としては、例えば生物多様性条約をアメリカが批准していないとしても、世界基準として使うという考え方はあり得るのではないかというふうに思われるということなのですけれども。

村山委員長 高橋委員。

高橋委員 高橋ですけれども。若干個人的な考えも含めてですけれども、この生物多様性条約、今、平山委員のおっしゃったこの条約では、生物多様性の定義というのがあります。それはご承知のように、種内つまり遺伝子レベル、そして種レベル、そして生態系レベル、それぞれの多様性を言っているだけであって、生物多様性というのは、じゃ、具体的にどういうことかというのは、条約でも言っていないのです。

そして例えばここに、(3)にあります移動性の生物種とっているのは、ここでは必ずしもボン条約でいっている移動性生物種ということではなくて、渡り鳥などを含めたそうした移動をする生物と、まさに文字どおりの言葉。

そういうことから、必ずしもその条約で生物多様性そのものというふうには、ある意味では、やや常識的な考え方にもなっておりますので、ここであえてそういう、何々条約に基づくというような、そういう定義をするというようなことは必要ないと思いますし、また必ずしも定義で、移動性生物種は、ボン条約ではむしろありませんから、そういう意味では、その条約をここに持ち出すという必要性はないのではないかとこのように思っております。

平山委員 今のように整理をするということであれば、それはそれでももちろん構わないと思うのですけれども、条約に基づいて締約国会議などというのが行われまして、いろんな決議が行われるとそれが国際的な合意の一部になるということも珍しくはないことだと思うのですけれども、そういう考え方を、JICAの事業において反映させるということを狙うのであれば、何らかの形を、何らかのつながりをここで維持しておくという考え方もあり得るのではないかとこのことです。

私が申し上げているのは、そういうつながりをつけておくべきであるとか、だからここは条約のことに言及していると解釈すべきであるとかいうことを言っているのではなくて、その整理をどのようにしておられるのかということ、今の段階で確認をしておいていただきたいということでもあります。

篠田 ありがとうございます。助言委員の皆様からも、考え方については補足いただいていますけれども、今、平山委員がおっしゃられていた条約、国際基準、そういった宣言、いろいろあるかと思うのですが、そういったものをJICAとしては、環境社会配慮をする上でどう参照するかと、参照をそもそもするのかといったところは、ガイドラインにそこは2.6項ですか、参照する法令と基準ということで、8ページになりますけれども、3ぼつで書かれている部分もあります。それは、「適切と認められる場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。」というようなことがガイドライン上に記載を明記されておりますので、やはり原則的には、そういった、よく広く適用されている条約ですとか、宣言みたいなのは参照しながら、より具体的に、今回定めたような自然生息地、

重要な自然生息地での対応を行うというようなことが、実際の対応ではあり得るのではないかなというふうに考えております。

平山委員 よろしいですか。もしそうであるとすると、例えば1-1の定義のような説明のFAQのところでは、ちょうど2-1の回答にあるような形で、IFCの規定とかそういった言葉、それからどこでしたか、世界遺産条約などがそのまま書き込まれておりますけれども、そのような形での書き込みというのが、ある程度あったほうがいいのではないかという気がするのですけれども、この場合は。

村山委員長 少し時間がかかりそうな気がしますので、恐らく、回答の最初の行にある、「世銀のセーフガードポリシー等」というところについて、もう少し詳しく記述したほうがいいのかもかもしれないというご指摘かと思えます。そこは一度精査をしていただけますか。もし必要であれば追加の記述をしていただく。

篠田 ご意見ありがとうございます。この生態系に関するFAQは、ここに示しているとおりたくさんございまして、ここを横並びで、まとめるときに見たときに、どのような形で表現するのがいいか検討したいと思っております。

ただワーキンググループの中では、そこの部分については、一番参照しているのが世界銀行のセーフガードポリシーということが1-1でありましたので、それを明示するというので、そのほかIFCとかADBとか、その他事例をいろいろつけたのですけれどもそれは削除して、「世界銀行のセーフガードポリシー等」という形で、わかりやすく記載した経緯がございますので、そこも踏まえた形で最終的に判断したいと思います。

村山委員長 では、その形でお願いいたします。

ほかの点はいかがでしょうか。1-1、それから1-2。

田辺委員。

田辺委員 いえ、大丈夫です。

村山委員長 よろしいですか。

原嶋委員、どうぞ。

原嶋委員 簡単な質問が、1つは「在来」という言葉と「固有種」という言葉の違いを、素朴な質問として確認したいというのと、あと1-1の上のほうで、「自然生息地とは」ということで、(1)と(2)の定義がありますが、これは「または」という関係なのか、「及び」という関係なのか。(1)のほうはかなり広いのですよね。在来ということに限定がありますが、これは「及び」なのか「または」なのか、確認をしたいという点が2点目です。

3点目は、5ページの参考資料との兼ね合いがあるのでしょうけれども、言葉の文脈の確認ですけれども、「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」とあって、これは2つに分かれるのじゃないかということで、1つは「自然生息地の著しい転換または著しい劣化」と「森林の著しい転換と著しい劣化」というふ

うに分かれて、5ページ目の解釈、これは参考資料なので、今日は議論しないのかもしれませんが、これはどちらかというと、森林のことについてだけ説明があって、4ページ目の2-1が、恐らくなんでしょうけれども、自然生息地の著しい転換または著しい劣化ということについて説明しているというふうに捉えていいのかなと思うんですけども、それを考えると、4ページ目と5ページ目の、その「著しい」ということの捉え方が、5ページ目ですと、森林が完全に消滅または……ここでまた「著しい」という解釈で「著しい」という言葉を使っているんで、ちょっとわかりにくいんですけども、かなり本当になくなっていくという状態を指している。

それに対して、4ページ目のほうの重要な自然生息地の著しい転換または劣化というのは、それほどでもない感じもしていて、グレードの違いというか、水準の違いというか、違いがちょっと感じられるのですけれども。

2-1というのは、要は、自然生息地の著しい転換または著しい劣化というのを解釈しているというふうに考えていいんですか。そこの辺の組み合わせを教えてください。

村山委員長 1番からいきましょう。

よろしいですか、最初の2点だけ、まず。

篠田 すみません、ここは第2回のワーキンググループだったかと思うのですが、記憶に頼って発言いたしますので、もし間違っている場合は補足いただきたいのですが、たしか鋤柄委員にもともと「原生種」という言葉を、我々が直訳で使っていたら、やはりそれは少しおかしいのではないかということで、「在来種」だったかと思うのですが、それに統一するようというようにコメントをいただいて、統一したつもりでした。ですので、そこがもし、まだうまく統一等されていないようであれば、少し直したいとは思いますが。

いずれにしろ、我々もIFCと、あと世界銀行のセーフガードポリシーを訳してここに載っている関係で、少しおかしい訳等になっていたら、委員のほうから修正をいただいたりしていたというのが事実かというふうに思っております。

鋤柄委員 ちょっと前なもんですから、記憶もちょっと曖昧ですけども、在来種はたしかnative speciesで、固有種はendemic speciesということだったと思います。なので、在来種はかなり広域に分布している。例えばツキノワグマですとか、アジア全土、こちらのほうにはかなり広く分布している、そういう種ですし、固有種というのは、例えば日本ですとヤマネのような、日本列島にしかいないと、そういうような区別というふうに使われていたといえますか、そういう理解で話を進めていたと思います。以上です。

原嶋委員 2番目は、2ページ目の「自然生息地」の定義のところの、(1)と(2)の間が「及び」なのか、「または」なのか。

篠田 ここはもともと参照している定義が、and/orという形になっていて、それを準用させていただいているというのが事実というか、それを書かせていただいている

ということでございます。

原嶋委員 簡単に言うと、やっぱり(1)はかなり広いのですよね、だから。わかりました。

村山委員長 では2つは、とりあえずよろしいでしょうか。

それでは事務局

篠田 3番目ですね。

村山委員長 はい。では、ちょっと2番に入って、3番目をお願いします。

篠田 3番目のところは、「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換、著しい劣化」と書いてあるのですが、そこを「自然生息地の著しい転換、劣化」ということではないかということと認識しているのですが。

原嶋委員 そういうふうに認識しているわけ。

篠田 いえ、ご質問はそういうことだということだと思っておりますが、ここについては、ガイドラインの19ページですが、「生態系及び生物相」というところで、ガイドラインの文言が、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」という形になってございまして、「重要な」を切って解釈するということは考えていなくて、あくまでも「重要な自然生息地」、「重要な森林」という型で、セットで考えております。

原嶋委員 それはよくて。ごめんなさい、「重要な自然生息地」は当然セットなのですけれども、「重要な生息地の著しい転換または著しい劣化」というのと、「重要な森林の著しい転換と著しい劣化」、2つを意味しているのか。わかりますか。私がつくったわけじゃないので、私が解釈する権限はないのですけれども、多分、これは、「重要な自然生息地の著しい転換または著しい劣化を伴うもの」と、「重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うもの」の2つだと思っております。間違いがあったら教えてください。

篠田 ここは、最初に申し上げると、正しい答えにならないかもしれませんが、明確な答えにならないかもしれないんですが、なぜ「重要な森林」だけここで特出しにしてあるのかというのはワーキンググループで議論があって、いずれにしろ、その「重要な自然生息地」の中に「重要な森林」というのが基本的に含まれるのではないかと。より広い概念が、「重要な自然生息地」ということなのかなというふうに考えております。

ただ、ガイドラインにこのように書かれているというのは、当時何か背景があって「重要な森林」を残したというのがあるので、「重要な自然生息地」のほうが、もちろん広い概念だと思っておりますが、そこに包含されるというふうに考えております。

ここについては、なぜ「森林」だけが残っているのかというのは、ほかの方からいろいろなご意見をいただいたところかと思っております。

原嶋委員 それは、例えば湖があって、森林じゃないけれども、湖ですごくすぐれ

た自然生息地があると。そこを著しく改変するという行為があり得るわけですね、例えば。

篠田 はい。

原嶋委員 確かに森林じゃないけれども。確かにおっしゃるとおり、森林と生息地を考えれば、そういう森林ほうが小さい、範囲が狭いので含まれますけれども、では、森林じゃない自然生息地、海域とか、閉鎖性水域とかあるわけで、そこをばっさりと埋めちゃおうとかすれば、これは著しい転換とか著しい劣化になる可能性があって、問題は、では何が著しいか、何が著しくないのかと、そこが問題なわけですね。

篠田 そうですね、森林以外が含まれないとか、そういうことは全くなくて、やはり海域とか陸水域というの也被まれてくる、「自然生息地」のほうで包含しているというふうに考えております。

やはりそれ、どういう程度が「著しい」に当たるかということが重要ですので、第2回のワーキンググループの用語の定義で定義をさせていただいたということでございます。

原嶋委員 それで一応わかりました。

村山委員長 よろしいですか。

それでは2番に移りまして、2番の点、2-1、それから2-2について、何かほかにありますでしょうか。

田辺委員。

田辺委員 これは日比委員も指摘されているのですけれども、IFCの……2-1ですね、すみません、2-1の(1)から(3)の部分、及びその上の説明文の中は、IFCの規定を参考にしたということなのですからけれども、やはり、IFCの規定を採用するのであれば、これはIFCの文言どおりするべきだと思っております、この「絶滅危惧種の個体数の著しい減少」という部分についての「著しい」というところは取るべきなんじゃないかなと思います。

JICAの回答の中で、第2回のワーキンググループで議論した「著しい転換及び劣化」の用語解説、解釈ということはあるのですが、これはIFCの中では、こういう「著しい転換及び著しい劣化」という言葉は使われていなくて、これは世銀の中で使われていることです。

かつ、この世銀の定義の中では、その在来種というところでやっている。著しい個体数の減少という話は在来種ということなので、絶滅危惧種において「著しい」ということを適用しているわけではないのかなということですので、絶滅危惧種を「著しい減少」というふうに書いてしまうと、相当程度弱体化させているのではないかなというふうに考えているので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

日比委員 もう田辺委員から言っていただいて、全くそのとおりかと思っております。

ここでもう一つ気になるのは、「合理的な期間」という単語が入っております、

IFCのパフォーマンススタンダードだとreasonable period of timeと。これが入って、かつIFCのほうではdoes not lead to net reductionと。ある一定の期間において、ネットで減らないという。だから減ることはあり得るという前提で、でも最終的には減らないという意味になります。さらに言えば、IFCのスタンダードでは、ここに代償、ミチゲーション的な措置も含めるという理解もできるのかなとは思いますが。

IFCではそういう使い方がされているのですけれども、それでいくと、このFAQの回答の中での、この(2)での「合理的な期間」と、この後ろの「個体数に著しい減少をもたらさない」というのは、かなり意味合いがやはり変わってくるのじゃないかなと。別の言い方をすれば、ある一定の期間において減ってもオーケーと読める。著しくなければ減ってもオーケーというふうに、論理的には理解できるのかなと。

本来は、「減らない」というところが、やっぱりこの文章のポイント、少なくともIFCのほうのは、そこがポイントなのではないかなと思いますので、ここは再検討をお願いしたいと考えます。

篠田 コメントありがとうございます。ここは我々どもも非常に、どういうふうに表現するか迷ったところございまして、ワーキンググループの中の議論で、最初に私どもがお示した案は、IFCのnet reductionというのを直訳いたしまして、「純減」という形を使ってございました。ただ「純減」という言葉にもいろいろご議論いただいたところもありまして、最終的に我々のほうで持ち帰らせていただいたということです。

JICAのほうの第2回の議論の中で、著しい転換、劣化の中で、「著しく減少する」という言葉を皆さんで考えていただいて、ご議論いただいて、これで定義したので、この言葉を使うのが一番いいのではないかというような結論になった背景で、少し変えさせていただいたという背景がございます。

ただ、やはり、IFCの規定を基本的には参考にしたというのは、そのとおりでございますので、ここだけ変えるのはおかしいではないかというのは、そのとおりかと思えますので、もともとの案で、実は「純減」というふうに、net reductionというのをつけておりましたので、それに修正をして、かつ、ここの意味がわからなくなるように、IFCの書きぶりを脚注に入れさせていただくということに対応させていただければと思います。そうすると、多分、田辺委員と日比委員がおっしゃられているIFCのところ、そのまま使わせていただくということになりますので、基本的には解釈にそごが出てこないというふうに思っております。ここは修正いたします。

村山委員長 よろしいでしょうか。

「合理的な期間」の表現は変わると思うのですが、「にわたって」というふうに書いてしまうと、その期間ずっとというような意味合いがでてくるような気がするので、ここも少し変わったほうがいいのかもしいかなですね。

「純減」というのは、一度、少し減ったとしても、その後増加して、結果的には減

っていないという、そういう意味合いですよ。

そのほかの点、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、2-2も含めて、一応ご意見は出していただいたということでよろしいでしょうか。

では3-1、それから3-2の点ですが、この点についてはいかがでしょうか。

原嶋委員。

原嶋委員　すごく素朴な質問、前にも出ていたと思いますけれども、「地方自治体」という言葉は、多分、JICAさんが対象とされている国で、あまり自治というような制度が少ないので、それがいいかというのがあるので、場合によっては「地方政府」がいいのかもしれないというのが1つあります。それが1点。

もう1点は、7ページ目の、これ前のアヤゴでしたっけ、何かの事案でも問題になって議論になったんですけれども、保護区として指定されたところを開発することを認める条件ということで、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)と、これを全て満たすということなんですけれども、その中で特に気になるのは、(2)と(3)ですね、これは当たり前のことというか、相手の国のルールをコンプライアンスするということは極めて当たり前過ぎることなので、(1)と(4)と(5)というのは、それに加えてJICAさんなりの規律ということで、すごく評価できるんでしょうけれども、(2)と(3)とそれ以外というのは非常に性質が違って、以前のケースでも、実はすごく気になったんですけれども。(2)と(3)を自信満々に書くということが本当にいいかどうか、ちょっと気になる場所なので、1点問題提起させていただきます。

篠田　1点目の「地方自治体」については、そこについてはガイドラインの表現の中に、「プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府）」というような文言がありますので、そこと平仄が合うような形に変えるようにいたします。

2番目の質問で、(2)番(3)番は当然のことと。もちろん当然のことだというふうに我々も認識してございます。ガイドラインにも、相手国法の遵守というのは、もちろん書かれているところだと思います。

再三で恐縮なんですけれども、ここの並び等、及びこの内容については、参照しているIFCのほうにもこのような形で書かれていて、当然のことながらですけれども、こういったところで事業をやるのは非常にセンシティブなので、相手国の中での法体系だとか、条例だとか、そういったところもきっちり確認するという意味で、書いてあること自体に意味はあるかなというふうに思っております。並び等、内容等については、参照のIFCを準用させていただいておるといのが、ここに書かれている内容でございます。

村山委員長　柳委員、どうぞ。

柳委員　今指摘の(2)と(3)に関連することなんですけれども、これは、たまに悩ましい問題として散見される開発事業で、法令の保護地域の指定を、事業実施です

とか開発計画が明らかになった時点で、当該国が改正をして外してしまうという問題が、ままあるか、たまにあるのか、しょっちゅうあるのか、それはわかりませんが、そういう問題に対して、ここは(2)と(3)があることで、逆に言って、外させるインセンティブになってしまうということもあり得るのではないかと。

そういうときに、このガイドラインの対応として、それはまあやむを得ないねということでもよろしいのか、それとも、例えば(2)に、「ただし、事業計画が明らかになった後の地域指定の解除の場合は除く」とか、そう言って歯止めをかけるか、それはちょっとご議論いただいたほうがよろしいかと思います。

篠田 ご意見ありがとうございます。ここの5つの条件は、全て満たされる場合に行うということで、それを全て確認する必要があるので、確認の方法としては順を追ったものかつ必要なものになっているのではないかというふうに思っております。

今、柳委員がご指摘の点については、私が知っている限りですけれども、実例で、確かにそのような例があったと認識しております。具体的には、保護区ですとか、国立公園のバンダリーを変えて、それによって最近変えたバンダリーにおいては、外にプロジェクト実施地があるという場合が、たしか何かの件で見たことがあるんですが、その際の対応としては、それについては認めないというような方向性であったとの覚えがあります。具体的な案件名、及びこれが実施されたかも記憶が定かじゃないのですが、JICAのほうとしましては、このプロジェクトの実施を目的に、そのようなバンダリーを変えたり、無理をして保護区を外すといったようなことは、基本的には適切な環境社会配慮とは言えないので、そういったものは基本的には認めない方向ではないかというふうに思います。

ですので、やはりもともとの国内法でどのような形で保護がされていたかと、そういった背景をしっかりと押さえるのが大事なかなというふうに思いまして、(2)番、(3)番というのにはそういったところも含んでいるのかなというふうには思います。

村山委員長 そうすると、今の点が今の表現でうまく含まれているかどうか、一度確認をいただいたほうがいいですかね。

篠田 私どもとしましては、基本的にIFCを参考にさせていただいておりますので、この表現でJICAのほうのFAQも定めたいというふうに思っております。

柳委員 そういう解釈をとると、基本的には、現在国内法上認められているということになって、直近に変えてしまっても、それは構わないということのを了承するということですね。

村山委員長 日比委員、どうぞ。

日比委員 これで、多分、昨年開かれた世界公園会議、IUCNの世界公園会議なんかでも、このprotected area degradation.....すみません、ちょっと覚えていない。dが3つぐらいあるのですけれども、要はその保護区域から外したりとか、あるいは保護区域のランクを下げたりとかということが、近年、横行という言葉がいいかどうかわか

らないですけれども、そういう事例がふえつつあるというのが、IUCNなんかでは問題として上ってきているという背景は認識しておいたほうがいいのかなというふうに思います。

村山委員長 今の点、もし文言を変えるとすれば、少し慎重な議論が必要だという気がしますので、一度検討していただけますか。その上で、もし変えないということであれば、そのご説明をまたいただく。

篠田 ありがとうございます。今、日比委員からも情報提供いただいた部分もあります。他方で、私どもとしましては、この5つがIFCの基準に定められているというところがあって、これはこれで一つのセットなのかなというふうに考えております。

ただ例えば、ここの文言を修正する、または主要な提言に今言ったようなことを落とすというのは検討していきたいと思っております。

村山委員長 では、その方向でお願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

日比委員、どうぞ。

日比委員 これはちょっと細かい用語のご相談といえますか。問いの中で、一番最後に、「例外的に実施されるのはどのような場合ですか？」なんですけれども、「例外的」とは書いてあるのですけれども、原則は実施しないという精神にのっとれば、「例外的に実施され「得る」のはどのような場合ですか」とかに出来ないでしょうか。条件を満たせばやっていいというものでもないのかなと。あくまで、満たせば実施もあり得るということかなと思いますので。すみません、細かいですけれども。

篠田 ここについては、その他のFAQも、実は同様にご議論いただいたのですけれども、こういうFAQをつけることによって例外を際立たせるのではないかというような議論もいただいたかと思います。

ただ、この3-1だけ「例外的」というのを入れているのです。それはガイドラインのなかで、ただし条項というか、「ただし」という括弧書きがあるので、ここは「例外的」というのを入れさせていただいております。

ただ、今コメントいただいたほうが、より理解としては正しい方向性になるということなので、「実施され得る」というふうに修正をしたいと思います。

村山委員長 それでは、ほかはいかがでしょう。大体よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、今日の時点では、これまでということで、第2回及び第6回の内容については、少し追加の検討が必要ということになりましたので、次回、これを何とかまとめまで持っていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

では、全体を通じて何かありますでしょうか、この部分について。

どうぞ。

山邊 運用面の見直しについて、今後について少しお話をさせていただければと思

います。

今日、ワーキンググループ5回分ご議論いただいて、残っているのが1つです。次回3月で、その残った1つも議論いただくということですが、3月では、その残った1つも含めて、これまで取りまとめでいただいた結果、これを1セット皆様にお配りをしたいというふうに思っています。

それと、その取りまとめ結果が見直しの最終結果ということなのですが、それだけではわからないところもあるので、例えばその見直しの背景とか、体制とか、スケジュールとか、そういった背景的なものを簡単にまとめたもの、その取りまとめ結果とその背景的なものをまとめたもの、この2つをセットにして、私どものホームページで、最終的に見直しの報告ということで公表させていただこうと考えてございます。

内部の手続、調整等もございますので、公表の時期は4月ぐらいをめどに考えてございます。

その他何か、こういったものも準備すべきであるとか、その公表に当たってもしあれば、この場でご意見をいただければ大変ありがたく存じます。

以上です。

村山委員長 いかがでしょうか。今の点については何かありますでしょうか。

そうすると次回は、その背景的なものも含めて、案をご紹介いただけると、そういうことですね。

よろしいでしょうか。

では、その形で進めさせていただければと思います。ありがとうございました。

これでほとんど終わりましたが、何かその他、委員のほうからありますでしょうか。よろしいですか。

では最後、次回スケジュール確認をさせていただいて、終わりにしたいと思います。

柿岡 次回全体会合ですけれども、第57回全体会合、3月6日金曜日14時30分から、こちらJICA本部で行いますので、よろしく願いいたします。

村山委員長 では、これで今日の全体会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時57分閉会